

## 【守口市建築審査会傍聴に関する取扱要領】

(趣旨)

第1条 この要領は、守口市建築審査会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付及び決定)

第4条 傍聴の申込みの受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から会議開催時刻まで行う。

2 傍聴の申込者が、会議の開催時刻において次条の定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席及び報道関係者席の定員は、それぞれ5人とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、傍聴人数を制限し、又は増員することができる。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときには、次の事項を守らなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話の電源は切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴資料の配布)

第9条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認められた資料を配布する。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反し、又は指示に従わないときは、会長は当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年7月7日から施行する。